



ごみ・資源物はルールを守り適切に出しましょう！

ごみや資源物の排出にあたり、排出ルールが守られていないことにより回収できない「不適正排出」が後を絶ちません。正しい排出ルールについて改めてご確認ください。

<「不適正排出」の主な事例>

○異物の混入

収集後の処理、再資源化の妨げになりますので、正しく分別してください。

・燃やすごみ

びん類、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装は各「資源物」（汚れが落ちないものは「燃やさないごみ」）として排出してください。

・プラスチック製容器包装

紙、割りばし、食べ残しなどは「燃やすごみ」、金属、硬質プラスチック、スポンジなどは「燃やさないごみ」として汚れを落としてから排出してください。

・ペットボトル

ラベル、プラスチック製ふたは「プラスチック製容器包装」、金属製ふたは「燃やさないごみ」として排出してください。ペットボトルの中身は空の状態で排出してください。

・びん類

プラスチック製ふたは「プラスチック製容器包装」、金属製ふたは「燃やさないごみ」として排出してください。

○ごみ・資源物共通の事例

・収集日ではない日に排出、収集が終わった後に排出

長期間放置されることにより、カラスに荒らされるなどの被害が発生し、ステーションを管理する地元の方が大変迷惑しますので、やめてください。

不適正排出により回収されなかったごみ・資源物には、その理由を記載したシールを貼り付けしています。自分の出した袋が残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出してください。

なお、収集時間は当日のごみ・資源物の排出量や交通事情、天候、収集体制、収集ルートの変更等により、毎回一定ではありません。そのため、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」は収集当日の8：30までに、「資源物」は収集当日の9：00までに排出してください。

その他、詳しい分別の方法については町配布の冊子「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118



「健康とくらしの調査」を実施します

町では、3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、適正な介護保険制度の運営に努めています。

このたび、第10期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定に向けて、町内在住の65歳以上の方の健康状態やくらしの様子などを把握し、計画策定時の参考にするとともに、介護予防事業の充実を図ることなどを目的として「健康とくらしの調査」を実施します。

この調査は、本町の高齢者保健福祉および介護予防事業の方向性を決めるための大切な調査であり、前回の第9期計画策定時と同様の手法で実施するものです。

対象となる方に調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

調査対象者：65歳以上の方

※令和7年9月1日時点で町内在住の余市町介護保険第1号被保険者のうち、介護認定を受けていない方

調査時期：10月上旬

調査方法：郵送による調査

※町の委託事業者から調査対象者あてに郵送で調査票を配布します。記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください（切手不要）

問合せ 保険課 介護保険係 ☎21-2119